

# 令和5年度 酒田市立第三中学校いじめ防止基本方針

## いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネット等を通じて行われるものを含む)であって、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめの未然防止のための取組

(1)いじめの未然防止の基本となるのは、「授業が面白い」「仲間との関わりが楽しい」「早く学校に行きたい」と思える学校である。そのために、以下の視点を持った教育活動へ重点に取り組む。

- 生徒理解
- 生徒指導の三機能(自己決定・自己存在感・共感的人間関係)
- 「絆づくり」と「居場所づくり」

(2)インターネット等を通じて行われるいじめの未然防止のために、教職員による日々の啓蒙活動はもちろんのこと、外部講師を招聘して生徒・保護者に対する情報モラル研修を実施する。

(3)生徒会、PTA、地域等とも連携し、いじめを未然に防止する活動を行っていく。

## 2 いじめの早期発見

(1)教職員による把握

いじめはどの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという認識のもと、いじめの早期発見に全教職員が組織的に取り組んでいく。いじめは、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても情報を共有し、いじめの早期発見に努める。

※発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭

教頭は、必要に応じて「いじめ対策委員会」(後述)を開催する。

(2)アンケートによる把握

いじめを早期発見するために、生徒に対していじめや生活上の悩みについて定期アンケート調査を行う。

県の調査として年3回(5月・11月・2月) 学校独自の調査として心のアンケート

調査後に各学年ごとアンケートを集計。聞き取りを行った生徒については学年主任に報告。

緊急を要する案件は、すぐに生徒指導主事・管理職に報告する(必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催する)。

(3)相談体制の整備

①生徒の相談窓口は原則担任とするが、教職員誰でも相談できることを知らせる。

②スクールカウンセラー、教育相談員が来校する日を知らせる。

(4)主任会での組織的な対応

週1回の定例主任会で情報交換を行い、学校全体で情報共有を行い、見届け体制をつくる。

## 3 いじめに対する措置

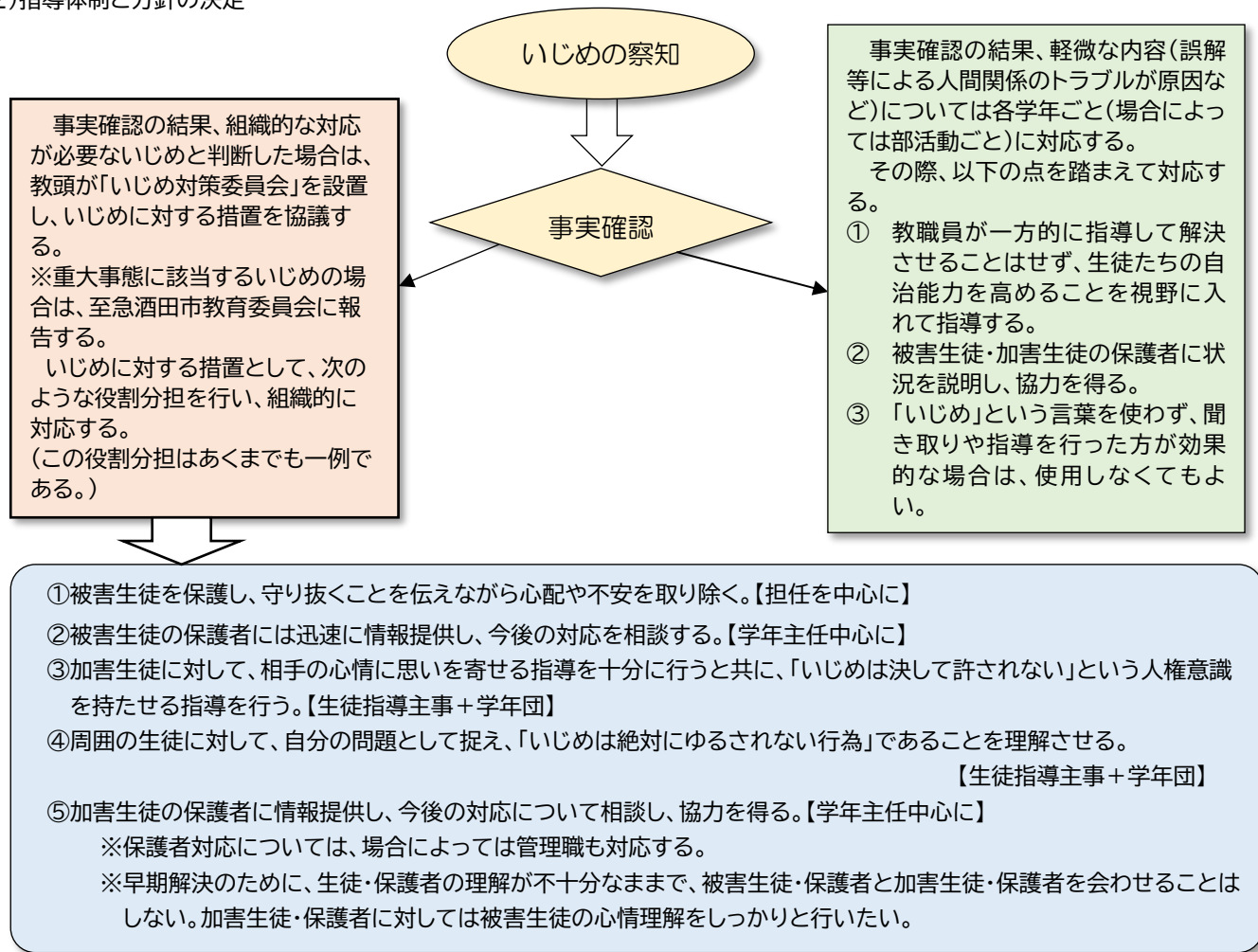
(1)校内のいじめの対策等の中核となる組織として、「いじめ対策委員会」を設置する。

構成メンバー 主任会のメンバー(校長・教頭・各学年主任・生徒指導部長・養護教諭)

必要に応じてSC、教育相談員、事務主査等を加える。

※いじめの内容によっては酒田市教育委員会担当者等を招聘する場合もある。

## (2)指導体制と方針の決定



## (3)いじめの解消

いじめの解消とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

## 4 重大事態への対処

- (1)重大事態が発生した場合は、全職員にその旨を知らせるとともに酒田市教育委員会に報告・協議の上、調査委員会を校内に設置する。PTA 三役にもプライバシーを保護しつつ、重大事態が発生した旨を伝え、協力を仰ぐ。
- (2)重大事態が発生した場合は、関係のあった生徒が深く傷ついたり、周囲の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、生徒の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すために、酒田市教育委員会の指示のもと全校体制で取り組む。

## 5 学校評価と教職員評価

評価においては、基本的には「友人や教職員と信頼関係を築き、安心・安全に学校生活を送っているか」を学校経営の領域で評価する。また、学校いじめ防止基本方針が実効性の伴うものになっているかどうかを定期的に教職員等で評価し、PDCA サイクルを回していく。実効性のない事項については、その都度見直していく。

## 6 地域や家庭と連携

学校いじめ基本方針等について地域や保護者に周知し、保護者・地域と一体となって生徒の健全育成及びいじめ防止に努める。